

臨床アミノ酸研究会 会則

【総則】

第1条 (名称)

本会は、「臨床アミノ酸研究会」と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、

〒104-0031 東京都中央区 京橋 3-9-7 京橋ポイントビル 6F に置く。

第3条 (目的)

本会は、アミノ酸と疾病や健康・栄養の関係について議論し、その臨床的な意義を探索、拡大、普及することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、原則として、年1回以上の研究会会議を開催する。
- 2、アミノ酸と疾病、健康・栄養の関係について個別に議論する分科会の活動を行う。
- 3、会員における研究活動の情報収集、研究成果の情報交換、知識の交流、ならびにアミノ酸の臨床的研究成果を研究分野で広く発信すること目的に、WEB サイトを開設し、その運営を行う。
- 4、本会の目的を達成するためのシンポジウム、講演会、セミナーの開催を行う。
- 5、その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

【会員】

第5条 (会員資格と種類)

本会の会員は、正会員、共催会員の2種とする。 (WEB会員を削除→HPへのアクセスはフリーに)

- 1、正会員は、第3条の目的に賛同する医療従事者、またはそれに準じる個人とし、代表世話人2人が承諾することを条件とする。
- 2、共催会員は、第3条の目的に賛同する企業、または団体とし、代表世話人2人の承諾のもと、総会にて決定する。

(WEB会員に関する条項を削除)

第6条 (会費) (研究会参加費に関する条項を削除)

年度に相当する年会費として、下記の金額を徴収する。

共催会員 1口10万、1口以上。 (共催会費の額を変更)

正会員は年会費の支払いを要しない。

年会費は、原則、毎年度6月末日までに、別途案内する指定の銀行口座に振り込むこととする。

第7条 (入会)

- 1、正会員として入会を希望するときは、本会の事務局に申し込み、代表世話人2人の承諾をもって、入会とする。 (「本会所定の入会申込用紙に必要事項を記入して」を削除)
- 2、共催会員として入会を希望するときは、本会の事務局に申し込み、代表世話人2人の承諾のうえ、

総会の承認決議をもって入会とする。（「本会所定の入会申込用紙に必要事項を記入して」を削除）
(WEB会員に関する条項を削除)

第8条（退会）

正会員および共催会員が退会するときは、退会の理由を付した本会の所定の退会届を代表世話人に提出しなければならない。

第9条（除名）

正会員および共催会員が次に該当する場合には、総会の議決を経て、除名することができる。

- 1、本会の会則に違反したとき。
- 2、本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

【役員】

第10条（役員）

本会は、本会の運営にあたり、以下の役員を置く。

代表世話人 2名

第11条（役員の選任、及び任期）

- 1、役員は、正会員の自薦、他薦の立候補者から、総会において選出される。（「正会員の投票によつて」を削除）
- 2、役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第12条（役員の任務）

役員は、下記の任務を遂行する。

- 1、正会員の入退会の承諾
- 2、研究会会議、及び共催会員講演会などの会議開催の決定
- 3、総会の招集

【運営】

第13条（総会、研究会会議、共催会員講演会）

総会、研究会会議および共催会員講演会については、下記の通り開催する。

1、総会

- 1) 以下に定める事項を決議するため、代表世話人が、正会員を対象に、原則年1回開催し（「6月に」を削除）、正会員の過半数の出席をもって成立する。
 - ①事業計画
 - ②会計予算・決算
 - ③会則の変更
 - ④代表世話人の選出
 - ⑤共催会社の入会
 - ⑥その他、代表世話人が重要と認める事項
- 2) 委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。
- 3) 開催日時、開催場所は、代表世話人がメールにて連絡する。

4) 総会の議長は、代表世話人の互選による。

5) 議決には、出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

2、研究会会議（講演会を含む）

代表世話人が、開催時期、開催内容、および開催施設を決定して開催する。

研究会会議は、正会員および共催会員によって構成される。

（共催会員講演会の条項を削除）

3、総会、研究会会議に参加した会員は、その内容のうち、守秘義務が明示されたものについては、本会の事前の承諾なく、第三者に洩らしてはならない。

第14条（分科会の設置）

正会員および共催会員は、本会の目的に沿った範囲内で、アミノ酸と疾病や、健康、栄養の関係を個別に議論、研究する分科会を開設することができる。分科会の開設は、総会にて協議のうえ設置を決定し、分科会での活動内容は、総会にて報告されることとする。（「研究会会議」を「総会」に変更）

第15条（年次報告）

世話人代表は、総会において、以下の報告を行うものとする。

①事業活動報告

②収支予算並びに決算等の会計報告

③財産目録（会費、寄付金、その他）

④その他、代表世話人が必要と認めた事項

第16条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、その翌年の3月末日とする。

第17条（業務委託、および再委託）

本会の事務的事項の処理等を、代表世話人承認のもと共催会員に業務委託することができる。

また共催会員が必要と認めた場合は、代表世話人の承認のもと、業務を再委託することができる。

【情報管理】

第18条（個人情報保護）

本会は、会員に対する信頼に応えるため、本会が保有する個人情報保護対策の指針として、下記の方針を定めることとする。

1、法令の遵守

本会は個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法規および指針を遵守し、個人情報保護に努める。

2、個人情報の管理

個人情報の紛失や漏洩を防止するために、情報を蓄積・処理しているシステム、文書の厳重な管理を行う。

3、個人情報の収集

本会の目的に沿った情報提供、および円滑な運営を行うために、個人情報を必要な範囲で収集する。

4、個人情報の利用

本会は、収集した個人情報を収集の目的に沿って必要な範囲内で利用する。主な利用範囲は以下の

通りである。

- ①研究会の開催案内の提供
- ②本会が行う事業・研究に関する情報の提供
- ③その他本会が会員にとって有益と考える情報の提供

5、個人情報の開示・提供

本会は、収集した個人情報を第三者に開示または提供しない。ただし、以下の場合はその限りではない。

- ①法令の規定に基づく場合
- ②提供者の同意がある場合
- ③本会の事業の目的に沿った範囲内で、個人データの取り扱いを守秘義務契約を締結した業者に委託する場合

6、個人情報の開示・訂正

本会は、個人情報に事実と異なる点がある場合は、原則として本人またはその代理人からの訂正要求に応じる。

【会則の変更】

第19条

本会則の追加、または変更は、代表世話人の承認のもと、総会の承認を経て行う。

【本会の解散】

第20条

本会を解散する場合は、総会の議事を経て、正会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

【付則】

1. 本会則は平成23年12月11日より施行する。
2. 平成27年6月15日修正
3. 平成31年3月○日修正